更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	（委託事務費） **第六条**　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。
東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市 豊田市　大阪市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 四、〇三五円	東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市 豊田市　大阪市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 四、三九九円
さいたま市 千葉市　国立市　八王子市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 四、二六九円	さいたま市 千葉市　国立市　八王子市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 四、二九五円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市 上記以外の市町村 三、九五七円 三、八八〇円	札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市 上記以外の市町村 三、九一一円 三、八三五円
2　［略］	2　［同上］
第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	**第六条の二**　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。
東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市 豊田市　大阪市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 三、九八八円	東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市 豊田市　大阪市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 四、〇九〇円
さいたま市 千葉市　国立市　八王子市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 四、一九一円	さいたま市 千葉市　国立市　八王子市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 四、一四一円
札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市 上記以外の市町村 三、九五七円 三、八八〇円	札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市 上記以外の市町村 三、九一一円 三、八三五円
2　［略］	2　［同上］
第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。	**第六条の二**　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。
東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市 豊田市　大阪市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 三、九八八円	東京都の区の存する地域 町田市　横浜市　川崎市 豊田市　大阪市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 四、〇九〇円
さいたま市 千葉市　国立市　八王子市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 四、一九一円	さいたま市 千葉市　国立市　八王子市 名古屋市 神戸市 小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市 広島市 福岡市 仙台市　ちなか市　都宮市　甲府市 静岡市 岐阜市　岡崎市 津市　泉佐野市　和歌山市 四、一四一円